

新中学校通学について

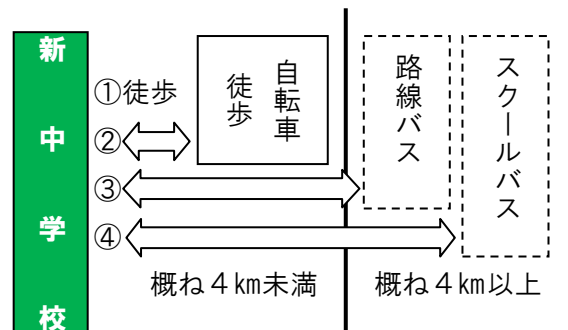
R3.3.16 第14回下田市立学校統合準備委員会 資料

1 これまでの市の方針（平成29年8月下田市政策決定）

（1）通学方法検討の考え方

新中学校への通学距離

- ①概ね2km未満 = 徒歩
- ②概ね2kmを超え4km未満 = 徒歩又は自転車利用
- ③概ね4kmを超える = 路線バス利用
- ④概ね4kmを超えるが、路線バス等が利用できない = スクールバス利用



（2）通学に関する補助等（現時点における市の決定事項）

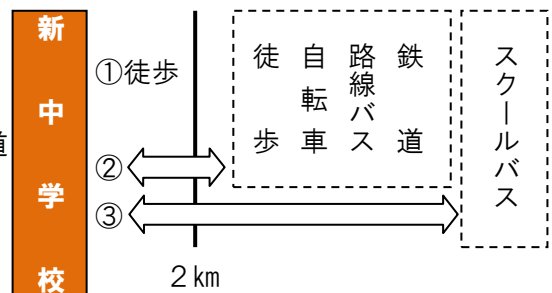
- ①自転車（電動アシスト付自転車含む）ヘルメット購入費補助・損害賠償保険補助【市独自補助】
 - ・購入費補助 ⇒ 上限額：自転車40,000円・ヘルメット2,000円 補助率1/2（3年間に1回）
 - ・損害賠償保険補助 ⇒ 上限額：1,000円 補助率1/2（1年間に1回）
- ②通学補助 ⇒ 定期券の現物支給（全額補助）【4km～6km分：市独自補助】
- ③スクールバス購入 ⇒ コミュニティバス運行路線沿線（須原・宇土金・箕作・相玉等）に2台想定。

2 新たな方針案について

（1）新たな方針案の考え方

新中学校への通学距離

- ①概ね2km未満 = 徒歩
- ②概ね2kmを超える = 徒歩・自転車・路線バス・鉄道
 - *自転車通学者雨天時の路線バス回数券等対応
- ③概ね2kmを超えるが、路線バス等が利用できない = スクールバス利用



*稲椋小学校学区全域をスクールバス（マイクロ2台想定）

（2）通学に関する補助等

- ①自転車通学費補助・雨天時路線バス回数券補助・損害賠償保険補助【市独自補助】
 - ・通学費補助 ⇒ 3年間で42,000円（年度途中での通学方法変更等に対応するため）
 - *学期ごと支給（1・2学期：5,000円、3学期：4,000円）年間14,000円
 - ・雨天時回数券等補助 ⇒ 実費相当額もしくは回数券等現物支給
 - ・損害賠償保険補助 ⇒ 上限額：1,000円 補助率1/2（1年間に1回）
- ②通学補助 ⇒ 路線バス：WD定期券現物支給（土日休日1乗車100円に対しても補助）
 - 鉄道：学期通学定期券現物支給（学期外：「沿線中学生きっぷ」代に対しても補助）
 - *実質的にはこれまでと同様（土日休日部活等も含め、全て補助）【2km～6km分：市独自補助】
- ③スクールバス購入 ⇒ 稲椋小学校学区全域にマイクロバス2台想定。

※自転車と路線バス、鉄道と路線バスなど複数利用した場合の通学についても全て補助対象とする。

3 統合準備委員会における通学方針決定及び答申内容案について

新中学校通学に関し、今後、具体的な調整を行うにあたり、新たな方針案について、統合準備委員会としての方針決定をお願いするとともに、答申内容についても以下のとおりでよろしいか伺いたい。

【答申内容案(新中学校通学方法部分抜粋)】

1 新中学校通学方法等について 新中学校の通学方法等については、次のとおりとすること。 (1) 通学方法について ア 通学距離が概ね2km未満の生徒は徒歩による通学を基本とすること。 イ 通学距離が概ね2km以上の生徒は徒歩、自転車、路線バス、鉄道を利用した通学とし、補助等については、別に定める方針(※)に基づき交付をすること。 ウ 稲杵小学校学区生徒については、スクールバスによる通学とすること。 (2) 安全対策について 自宅と学校との間を安全に登下校できる環境整備を最優先で検討し、その対策を講じること。

※「別に定める方針」=1ページ「2(2)通学に関する補助等」となります。

4 通学に関する今後のスケジュールについて

時 期	内 容	備 考
R3.3.16	新たな方針案の方針決定及び答申内容案承認	第14回統合準備委員会にて協議
R3.3	統合準備委員会から教育委員会へ答申	
R3.3	答申内容について教育委員会にて審議	承認を得て、正式に決定。
R3.4~5	通学に関するルール等検討	路線バス・スクールバスダイヤ設定 自転車推奨ルート(学校・駅周辺)等
R3.6~7	学校再編保護者説明会(7小学校区)	通学に関するルールなど説明
R3.9	新中学校通学方法調査	新中学校初年度生徒対象 徒歩、自転車、バス、鉄道通学に区分
R4.1~2	新中学校通学方法申請	新中学校初年度生徒対象
R4.1~3	新中学校通学運用テスト	スクールバス等運用テスト 等
R4.4	新中学校開校	新たな方針案に基づき通学

※現時点でのスケジュールであり、今後変更する場合があります。

※随時、通学に関するルール等、詳細については統合準備委員会に報告させていただきます。